

野々市市地域防災計画

第 I 編 一般災害対策編

第 1 章 総則

第 2 章 一般災害予防計画

第 3 章 一般災害応急対策計画

第 4 章 復旧・復興計画

第 5 章 複合災害対策計画

第 5 章の構成

節	項	担当班	頁
第 1 節 基本方針			5-1-1
第 2 節 津波災害について	1 情報提供 2 避難方法 3 避難に関する情報		5-2-1
第 3 節 原子力災害について	1 事態の把握 2 応急対策の実施 3 情報提供 4 避難 5 安定ヨウ素剤の服用 6 避難者の受入れ		5-3-1
第 4 節 複合災害を想定した 訓練の実施			5-4-1

第 5 章 複合災害対策

第 1 節 基本方針

本章は、同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）における、予防対策、応急対策、復旧対策について示すものである。

地震に伴い発生する可能性のある津波及び原子力災害について、市民の安全を守るために必要な情報を迅速かつ的確に収集し伝達するとともに、応急対策を速やかに確立する。

第 2 節 津波災害について

情報班

1 情報提供

市は、大津波警報が石川県（加賀・能登）に発表された場合は、メール配信等により市民に情報を迅速かつ的確に伝達するよう努めるとともに、市民に対して、テレビ、ラジオなど複数の媒体から正確な情報を入手し、落ち着いて行動するよう呼び掛ける。

2 避難方法

本市においては、海岸線から一番近い御経塚地内で距離約 4 k m、海拔約 9 m であることから、津波による浸水想定区域外とされているが、想定を超える事態に備え、大津波警報が発表された場合には、テレビ、ラジオ等の情報を注視し、必要に応じて、海岸から遠ざかる平面的な避難、コンクリート造の堅牢な建物の上層階に避難する立体的避難を状況に応じて選択し、自主的に避難する。

また、避難に当たっては、交通渋滞等が予想されるため、車での避難は控える。

3 避難に関する情報

市は、把握した状況及び公共情報等における情報に基づき、津波による災害の発生が危惧される状況と認められるときは、広報車、メール配信等あらゆる手段を用いて、市民に対して避難指示など必要な情報提供を速やかに行う。

第 3 節 原子力災害について

情報班・保護救護班・復旧班

志賀原子力発電所など原子力関連施設において、事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるときは、災害対策本部を設置し、情報収集及び伝達体制を確立し、応急対策を速やかに実施する。

1 事態の把握

本市においては、志賀原子力発電所から約 60 k m、敦賀原子力発電所から約 100 k m の距離に位置し、深刻な被害が発生する可能性は低いとされているが、国、県及び報道機関等からの情報により、原子力災害を認知した場合は、情報収集体制を速やかに確立し、あらゆる手段を用いて必要な情報を出来る限り入手し、事態の把握に努める。

また、放射線量等の情報が入手できない場合は、消防本部に配備している測定器等を用いて、本市における現状把握に努める。

2 応急対策の実施

把握した情報に基づき、市民等に応急対策が必要と判断された場合は、国、県、関係機関等と連携し、必要な対策を速やかに実施する。

3 情報提供

市は、把握した情報を迅速かつ的確に市民に提供する。

(1) 被害状況及び予測

市は、放出された放射性物質の種類及び量などを可能な限り市民に対して提供しよう努めるとともに、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム (SPEEDI) 等により、放射性物質の拡散予測等を把握し、住民避難の際に参考となる情報の提供に努める。

(2) 被ばくの防止

原子力災害の発生状況が明らかでない状況においては、市民に対して外部被ばくを防止する屋内退避を呼び掛けるとともに、次の事項について周知する。

ア ドアや窓の遮蔽 (窓枠やドアの隙間をガムテープやビニールシートなどで塞ぐ)、外気導入型エアコンや換気扇の使用を控えるなど、外気との遮断に努める。

イ 屋内に避難した場合には、放射性物質の吸引等を防ぐため、手洗い、うがいを励行するほか、外で着用していた衣服をビニール袋で密封するなどして、隔離する。

ウ 飲食物及び放射性物資毎に定められた基準値を超えた飲食物については、摂取を控える。

エ 屋外での飲食を控える。

4 避難

市は、原子力災害が深刻な事態となり、国、県等の指示により避難が必要と認めた場合には、あらゆる広報手段を用いて、広く市民に情報を伝達するとともに、バス、列車等あらゆる交通手段を用いて、迅速に避難できる体制の確立を図る。

5 安定ヨウ素剤の服用

甲状腺がんを防ぐための安定ヨウ素剤について、国又は県から予防服用の指示がある場合に備えて、調達方法、市民への配布方法等を事前に検討し、必要が生じた場合には、迅速に対応する。

6 避難者の受入れ

本県で原子力災害が発生した場合、能登地方の避難者が多数見込まれることから、本市においては避難者の受け入れを積極的に行うこととし、避難元市町の職員と連携して、避難所の運営に協力するとともに、市民に対しボランティア等の協力を要請し、本市が一体となって受け入れた避難者の救援にあたる

第 4 節 複合災害を想定した訓練の実施

総務班

市は、国、県、関係市町、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて住民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。

なお、訓練を実施するにあたっては、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。